

「第 35 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和 2 年 11 月 20 日(金曜日) 19:00~20:56

場 所：栗東市総合福祉保健センター（なごやかセンター）集会室

出席者：(滋 賀 県) 石河琵琶湖環境部長、中村参与、三橋最終処分場特別
対策室長、小野参事、西村主幹、駒井主査、小形主任
技師、井上主事、田中主事

※コンサル 4 名

※二次対策工事業者 2 名

(栗 東 市) 藤村副市長、殿村環境政策課長、武田課長補佐、矢間
主幹

(自 治 会) 小野、赤坂、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニュー
ハイツの各自治会から計 12 名

(県議会議員) 竹村県議

(市議会議員) 田中市議、三木市議、田村市議、里内市議、梶原市議

(傍 聴) 1 名

(報道機関) なし

(出席者数 38 名)

司会：それでは、定刻となりましたので、ただいまより第 35 回旧 RD 最終処分
場問題連絡協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の石河より、ご挨拶申し上げ
ます。

部長：皆さん、こんばんは。県の琵琶湖環境部長の石河でございます。本日は
夜分、大変お疲れのところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます
です。今年度、3 回目の連絡協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶
を申し上げます。

本日は、次第のほうでお示しさせていただいておりますが、大きな項目
としては 3 点ございます。

まず、二次対策工事についてですが、工事も完成が近づきまして、来週、
完成前の現場見学会を開催させていただきます。既にご案内をしております
が、内容については進捗状況と合わせて後ほど担当のほうから説明をさ
せていただきます。

次の 2 点目ですが、本年度の第 2 回モニタリング結果について報告をさ
せていただきます。水質の状況は特に大きな変化はありませんが、No.3-1
の井戸のひ素につきましては環境基準を超過しておりまして、水質の状況

と超過原因の検討状況について説明をさせていただきます。そして、前回からアーカイブの作成と跡地利用の検討を始めるに当たり意見交換をさせていただいておりまして、本日も引き続き、ご協議をお願いしたいと思います。

また、次第には記載しておりませんが、以前からご要望をいただいております知事との意見交換につきまして、急なご案内ではありますが、来月の12月23日に開催させていただきたいと考えております。内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。開催内容につきましてもご協議をお願いしたいと思います。

いずれにしても、これまでと同様に、皆様と情報を共有させていただき、しっかりとご意見を伺いながら着実に二次対策事業を進めてまいりたいと思いますので、どうぞ引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会：それでは、続きまして、栗東市より皆様に、ご報告を申し上げます。

副市長（栗東市）：皆さん、こんばんは。いつもお世話になっております。また、本日も出にくい時間にありがとうございます。栗東市から、ご案内ありましたとおり、1点、ご報告をさせていただきます。

今まで環境経済部長の西村が担当をさせていただいておりましたのですが、今回11月1日付の人事異動によりまして、新たに部長級としてもりちかひさ森睦尚理事が、代わらせていただいたということで皆様にご報告申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

司会：本日の司会進行は、私、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の井上が担当いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、あらかじめ2点、お断りをさせていただきます。

まず1点目ですけれども、この会議は、旧 RD 最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆様と県および市の意見交換の場でございますので、会議中、傍聴の方からのご発言はお受けしないこととしております。

また、2点目ですけれども、会場の使用時間の関係で、会議は最長でも21時30分までとさせていただきます。そのため、議事の進行状況によりましては、議題の途中でも次の議題に進むことがございます。本日の議題は5題を予定しております。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、円滑な進行に努めてまいりますので、皆様のご理解をお願いいたします。

以上2点でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、本日お配りをしております資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、全部で 9 種類ございます。まず、最初に次第、一枚もの。次に、資料 1「第 34 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会の開催結果」。次に、資料 2「工事の進捗状況等について」。次に、資料 3「令和 2 年度第 2 回モニタリング調査結果について」。次に、資料 3-1「二次対策工事後のモニタリング調査計画について（確認）」。

次に、こちらは本日お配りしておるんですけども、資料-3-2 でございます。「No.3-1 井戸におけるひ素の地下水環境基準超過原因の検討について（当日配布）」。

次に、資料 4「アーカイブの作成について」。次に、資料 5「旧 RD 最終処分場跡地利用協議会の設置について」。最後に、こちらもお配りをしております資料 6「旧 RD 最終処分場問題に係る知事との意見交換について」。以上でございます。資料が足りない方はいらっしゃいませんか。

確認に伺いますのでお待ちください。

そのほか、よろしいでしょうか。会議の途中でも、資料の落丁等がございましたら、お知らせいただきたいと思っております。

はい。資料、皆様、整ってございますでしょうか。

会議中、前方のスクリーンでお手元と同じ資料を表示しながら説明をさせていただきますので、適宜、お手元の資料とスクリーンを併せてご覧ください。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、議事 1、前回の開催結果につきまして、ご説明をいたします。

参事：最終処分場特別対策室の小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、資料 1 のほうをご覧くださいと思います。開催結果の確認についてでございます。

まず、一つ目でございます。家庭系ごみ井戸の鉄の水質は、上流側の C-9 地点が最も高く、下流側の C-7 地点では他の地下水が混じって薄くなったとの説明は理解できるが、他の物質でも数値的に同じ事がいえるのか。ある程度計算して検証していただきたい、というご意見をいただいております。

それに対しまして、必ずしも物質が地下水と同じ速度で流れているわけではないので、検証することは難しいが、必要に応じてそういう検討を考えているというふうに回答させていただいております。

次、二つ目でございます。深掘穴の水が、入れ替わらなかったら入れ替わるようにするような方策をするとか、そういうお答えがいただきたい、というご意見をいただいております。

それに対しましては、（水が）全く入れ替わらないということではないと思っておりますので、どの程度入れ替わればいいのかは、今後のガスの発生状況等を検討し、支障がある場合は何か対策を立てる必要があると思ってい

ます。その辺はトータルに見ながら評価していき考えたい、というふうに答えさせていただいているところでございます。

次、三つ目でございます。北尾側のモルタル吹付については、なぜ事前説明なしで工事をしているのか。こういうことがないように最初から取り決めをしている。何で北尾だけを配慮して、私らを軽視しているのか、というご意見がございました。

これに対しましては、協議会の席で、シート張りは工法的にこの現場に向いていないという意見があり、北尾側のシート張りは施工後 5 年近く経過し張り替えの必要性があり、シートのたわみがないことから圧密沈下も終わっていると判断しました。また、今後の維持管理も考慮しモルタル吹付工としたところです。この施工について、会議の中で説明していなかった事は大変申し訳ないと思っています、というふうに答えさせていただいているところでございます。

このほか、経堂池の調査継続を求める意見に対し、調査が必要な理由として経堂池の利用計画をまとめて報告を求める意見があり緊急時に農業用水として必要である等の意見のやりとりがありました。

続きまして、二つ目の工事等の進捗状況についてでございます。

まず、水処理施設が唯一の恒久施設として今後も残るため質問するが、この調査結果から明らかに(1)原水貯留槽の許容支持力が他の場所よりも低く、この地下には間違いなく廃棄物が埋まっており、ぎりぎり設計支持力が満たされている状況であると判断してよいか、という質問をいただいております。

これに対しましては、平成 22 年のボーリング調査から廃棄物土が約 12m 程度まであり、土が主体でコンクリート殻、アスファルト殻、木くずやプラスチックが混ざっていることを確認しております。また、ドラム缶のような有害なものは確認されていません。その結果から、ぎりぎり設計支持力が上回っている状態です、というふうに回答させていただいております。

次に、三つ目の令和 2 年度の第 1 回モニタリング調査結果についてでございます。

資料 3-1 は前の説明と同じか。No.1-1 の井戸の電気伝導度が 69mS/m あり、何が原因かわからないと安心できない、というご意見をいただいております。

それに対しましては、基本的には同じ内容の資料です。調査の結果から処分場由来ではないとの考えであり、現状、電気伝導度は高いが基準超過した有害物質の項目もないので原因を調べる調査は特に予定しておりません、というふうに回答させていただいております。

続きまして、H26-S2(2)井戸の水位が上昇するのは遮水壁によって押し留められているからだというのは理解するが、きれいな水が入ることで薄まり電気伝導度は下がるはずで、下がらないということは廃棄物があること

で入ってくる水が汚れているからと考えられないか、というご意見をいただいております。

これに対しましては、水は上流から入って流れてくるだけで、途中からは入ってこないため、地下にホースがあると思ってください。上流がホースの入口の端で、出口の端に遮水壁ができてホースの先を潰した状態になっています。入口から水が入って水圧が上がっても、ホースの先を潰した状態で水がほんの少ししか流れていないため、水圧は上がるが、きれいな水が流れてくるのには時間がかかります、というふうに回答させていただいております。

続きまして、H26-S2(2)井戸は、遮水壁の有効性を確認する井戸であり機能上問題ないのか。また、遮水壁の有効性を考えるために、一旦水を抜いたほうがいいのか、というご意見をいただいております。

これに対しましては、もし、遮水壁が機能してないとすれば、遮水壁の内外で水位が同じになるはずですが、今、水位差があるので漏れている状況ではないと考えています。水を抜くことについては、アドバイザーに相談する中で H26-S2(2)の井戸を洗浄してみてもどうかとの意見もあり、今後検討したいと思っています、というふうに回答させていただいております。

次、四つ目のアーカイブの作成についてでございます。

この問題が起きた時に、滋賀県は「法の不備」、栗東市は「産廃行政は県の責任」と言っていて、住民側としては怒りのやり場がなかった。この問題が明らかにしたことは行政システムの機能不全だと思う。不法投棄事件を未然に防ぎ、それを解決する県や市の行政システム全体の問題を視野に入れなければ、しっかりとした総括はできないと思う。県は当時の産廃行政の問題として記述するのだろうが、栗東市の関わり方についてお聞きしたい、というご意見をいただきました。

それに対しては、栗東市のほうから、住民の皆さんが強い思いを持ってここまで来ることができたのだと思うので、それぞれの立場で、当時の行政システム全体のまとめ上げが必要ではないかと感じております。その中で、栗東市としていい対応もまずかった対応もあったと思っておりますので、そういった部分を含めての話になるのかなと感じております、というふうに回答をいただいております。

それから次に、特にこの RD 処分場は当時の町長、市長の親族企業だったということと鴨ヶ池のところには町営の一般廃棄物のごみ捨て場があったということで、栗東市の関わりがすごく大きいと思いますので、その点はしっかりこのアーカイブの中で残しておく必要があるのではないかと思っています、というふうなご意見をいただいております。

あと、栗東市から今後そのようなご意見をしっかりと受け止めて、作成についても関わっていきたいと思っております、というふうにご回答いた

だいております。

その他にアーカイブ作成について四つの意見をいただいております。これにつきましては、また資料 4 のほうで要約した形で説明をさせていただきますので、ちょっとこの場では省略をさせていただきます。

それでは、5 の跡地利用検討の進め方についてのいただいている意見です。

話し合う場の設定について、連絡協議会のメンバーを中心としつつとあるが、スケジュールについては、連絡協議会と同日に開催とあり、これでは連絡協議会のメンバーは話し合いに入れないのではないかと。

これに対しましては、同日に開催と申しましたのは、連絡協議会に続いて跡地利用の話合いをするというふうなイメージですので、ここにいらっしゃる皆様につきましては、引き続きご参加いただくことを想定しております、というふうに回答させていただいたところでございます。

資料 1 のほうは以上となります。

司会：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。どうぞ。

住民：補足というか、念のためなんですけども、家庭ごみのところ、検証してくださいという話なんですけども、必要に応じてこういう検討を考えているというふうに言っていたんですけども、必要かどうかというのは、いろんな面を確認してから、やっぱりこれがこうやったということが分かると思うんで、必要に応じてというよりも、こういうことも十分に考慮に入れて、あそこの 3 か所、取っていただいていると思うんですね。ああいう水質も調べる時に、こういうようなことも全部考慮に入れて調べていただきたいと思います。同じように濃度が、違うんやったら違う原因が、流れている量が何で違うかとかそういうことがあると思いますので、そういうことも考慮に入れていただければありがたいなと思うんですけど。

それと、吹き付けのモルタル吹き付け、いろんなことがあって、沈下しないのでモルタル吹付工にしたということなんですけども、何かこの後あれば、モルタルにしたから次これができないというようなことがないように、シートと同じようなことで、モルタルやからこれになるとかできないとか、そういうことじゃなくて、全体的に同じように考えて、これからの対応をしないかんとすればしていくと、こういうふうに思います。

以上です。

主任技師：すみません。ご意見ありがとうございます。

まず 1 点目の家庭系ごみの話ですね。おっしゃったことはもっともだと思いますけれども、なかなか答えの難しいものでございますので、なかなか

か簡単な分析じゃないというのも、簡単に単純に足し算、引き算、掛け算ですぐに出てくるようなものではありませんので、もろもろの水質データの状況を見まして、どういう分析をやったらどういうことがわかるのかということをお考えまして、必要な分析・評価についてはしっかりさせていただくという形で考えております。

主査：2点目のモルタル吹付工につきましても、前回お話ししましたとおりで考えてますので、沈下とか注視しながら見ていきたいなと思っています。

住民：ですから、これ、モルタルやから次ができないとか、そういう区別がないようにお願いしますと、こういうことです。

主査：はい。

住民：こっちはビニールシートやからできるけど、こちらはモルタルやからできんとか、そういうことがないようにお願いします。

主査：前回そのように報告させていただいています。

司会：そのほかに、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、続きまして議事 2、二次対策工事の進捗状況等につきまして、ご説明をさせていただきます。

主査：それでは、資料 2、二次対策工事の進捗状況等につきまして、工事を担当しています駒井のほうからご説明させていただきます。

それでは、見ていただきまして、こちら前回資料と同じなんですけれども、敷地の全体写真となつてございます。各工区の施工状況につきましては、後ほどご説明のほうをさせていただきます。

続いて、こちら、今年度の工程表になります。現時点は赤点線のところとなつておまして、工事のほうも最終盤というふうになってございます。残っておりますのは、舗装工であったり、フェンス工が残っております。年内には現場作業のほうは終了する見込みですので、年明け以降は、後片付け等を最後実施していくような予定となつてございます。

ここで、既にご案内させていただいております、現場見学会につきまして、改めてお知らせのほうをさせていただきます。

昨年度最後 2 月の協議会におきまして、現場見学のご要望がありましたことから、ご覧の日程で今回実施することになりました。コロナの関係もございまして、参加人数が少しでも分散するように日時のほうを設定さ

せていただいています。27 日来週金曜日と 28 日土曜日の 2 日間で、時間も午前と午後、10 時からと 14 時からに分けておりますので、ご都合のよい時間にお越しいただければと思います。見学時間は 1 時間程度としまして、当日は、来られた方から自由に見学いただくように予定しております。お知らせ文やこちらの留意事項にも記載させていただいておりますとおり、受付時にマスクの着用の確認であったり体温の確認等を実施させていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、体調に不安のある方におかれましては、参加をお控えいただくようお願い申し上げます。

それでは、各工区の状況についてご説明させていただきます。

まず、3 ページ目、A 工区では、法面部のキャッピングシート（防草シート）の整備であったり、平面部、こちら写真②のほうでは準備段階ですが、舗装工を実施のほうをさせていただいております。

続いて、B 工区では、いわゆる調整池の底面部に張コンクリートのほうを整備しております。

また、現在では池の周りにフェンスの設置のほうも既にさせていただいております。

続いて、4 ページ目、CD 工区の状況。

こちら他工区同様、キャッピングシートの施工のほうを実施しております。

また、西市道であったり、こちらのシートの下の平地部のところにつきましても、こういった舗装工を実施していく予定となっております。

続いて、E 工区につきましては、工事用進入路の復旧のほうを実施しております。

また、入り口部につきましては、多分この辺りなんですけども、最後にフェンスの門扉を設置しまして、管理のほうをしていく予定になってございます。

続いて、平面部につきましては、引き続き、覆土の整地・敷均しのほうを実施しております。

下の写真②につきましては、水処理施設の上から撮影したものなんですけれども、来週の現場見学会では、こちら、右側にあります新しい現場事務所の前で受付のほうをさせていただきまして、また、駐車スペースにつきましても、こちら、水処理施設の前の、この辺りですね、この辺りに駐車していただく予定となっております。

続いて、法面部の覆土施工後の確認状況です。

写真①では、測線 R+10 における法面 2 段目の高さを確認しているところ です。

写真②では、高さ 1m 当たり奥行き 2m の勾配であることを確認しております。

続いて、平面部の確認状況です。

写真②では、覆土厚が 50cm 以上あることを目視で確認しております。

続いて、二次対策工事が着手して以降、毎週配布しておりました工事情報につきましては、おかげさまで来月をめどに終了することになります。平成 26 年 2 月の第 1 号から 10 月末時点で 345 号を数え、長きにわたりご協力ありがとうございました。

工事完了後におきましては、昨年度の協議会のほうで資料説明させていただきましたとおり、「当面の敷地管理」といたしまして、点検・維持管理・補修のほうを行っていきますので、来年度、令和 3 年度の予算要望をしているところでございます。

本日の資料は昨年度の抜粋をつけておりますので、細かい説明のほうは省略しますが、8 ページ上のほうでは、日常点検では、週 1 回県職員が現場へ行き、目視で異常の有無を確認しまして、10 ページ下のほうでは、一月分の点検結果を情報提供しますといった内容のほうをご説明させていただきました。

また、8 ページ上で年 1 回実施する定期点検におきましては、9 ページ上のほうで、キャッピング工などで定点観測により変状を確認するというふうに説明しておりました。

今回新しい資料が最後の 11 ページ目になるのですが、こちらは定点観測の具体的なポイントのほうを設定しましたので、説明のほうをさせていただきます。

目的としましては、施設の機能維持、変伏の確認を行いまして、適切に管理をおこなっていくといったことを主眼に置いてございます。

また、原則年 1 回観測を行いまして、その結果を協議会のほうで報告する形で考えてございます。

続いて、観測位置としましては、図面の左下側の調整池のところであったり、下の雨水排水路、こういう構造物がある 3 点と、また平面部のほうでは、有害物掘削しました、こちら上の丸と下の丸のところにつきましてと、掘ってないところについても併せて確認していこうと考えてございます。

また、斜面部につきましては、縦断的に測量するところとしまして、こちら A 工区側と調整池側と西市道側のところで、斜面のところを縦断的にしていこうと思っております。こちらは高さ 15m ほどの盛土をしていますので、変状の確認をしていこうと考えてございます。

また、今後、維持管理をしていく中で、目視点検で変状のほうが確認されましたら、観測ポイントを追加するとかいった対応も検討していければと考えてございます。

以上で、資料 2 の説明のほうは終わります。

ここで、二次対策工事を受注しております工事業者のほうからご挨拶申

し上げます。

工事業者：こんばんは。いつもお世話になっております工事業者の〇〇でございます。工事の今回私どもがこの席に参加させていただくのは最後ということですので、一言ご挨拶のほう、申し上げたいと思っております。

皆様方には、長きにわたりご協力いただきまして大変ありがとうございます。また、工事期間中はご不便とご迷惑をおかけいたしましたことを、ここで改めてお詫び申し上げます。

おかげさまで無事、竣工のほうを迎えられることとなりました。まだ若干工事のほうは残っておりますので、最後まで頑張っております。引き続き、最後までよろしく申し上げます。ありがとうございました。

司会：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。どうぞ。

住民：1点確認させてください。この11ページの定点観測位置図の点々のうち、今回の改善工事の対象になってない点は、真ん中の1点、ここは対象にはなってなかったと考えていいですか。

主査：そうですね、こちらは。

住民：そこ以外は一度掘り返した地点であると。

主査：この辺りですね。3点。

住民：その斜めの3点は改善工事の対象地域ではなかったんですか。

主査：そうですね。

住民：そこはいわゆる勾配とかを測るだけですか。定点観測というのは。

主査：定点観測、高さを測るんですね。ここは地盤の高さ。あとは、こちらとこちらにつきましては、選別土で有害物掘削したところを盛土のほうをさせていただいている場所を選定しているんですけども、こちらとこちらは掘削していないところで沈下のほうがどうなっているのかというのを確認しようかというふうに考えています。

住民：この調査で今回改善工事の対象にならなかった箇所が、それ以外の改善工事の対象になった地域に何らかの影響を与えているかどうかというのは

分かりますか。

主査：掘削してないところがということですか。

住民：はい、そういうことです。我々が心配しているのは、当初はこの処分場全体を掘削してほしいということをお願いしたんだけど、結局、掘削できなかったところが残ったわけですね。心配しているのは、掘削できなかったところに埋まっている有害物が、せっかくきれいになった改善工事の終わった箇所が悪さを今後するのではないかということなんだけど、それはこの調査によって確認できるんでしょうか。

主査：そういった影響があるかどうかについては、ちょっと…。

参事：すみません。それは廃棄物の化学的な変化によって何かこういう改善したところとしてないところに何か影響があるかという質問でよろしいですかね。

住民：どうしてかというのは想像つかないんだけど、心配しているのは、今回の工事の対象にならなかったところがそのまま残っているわけだから、それが何か悪さをして、せっかくきれいになったところにも影響を及ぼすことはないだろうかという素朴な疑問なんだけども。

主任技師：すみません。悪さとおっしゃられているので、多分一番思いつくのが何か有害物が溶出して汚染するというような話かとは思いますが、そういうことにつきましては浸透水の調査というのを、一番下の揚水ピットのところでさせていただく計画ではあるんですが、そういう形で何らか残っているところから溶出してくるのかというものについては、浸透水の水の分析という形で調査させていただく予定です。

住民：これまで県の対応は、遮水壁の外に出なければ問題ないということでしたよね。有害なもの、地下水があったとしても。だから、私の言っているような掘削しなかったところから有害物が溶出しても、工事が終わったところがまた再汚染されても、それは外へ出てないからいいじゃないかと、そういう考え方だったと思うんだけど、それではないんですか。つまり、もしここで揚水ピットの中で有害物が出た場合は、改めてこの有害物はどういう経路でこのピットの中に入ってきたのかを調べる、そういうことも考えていると考えてよろしいですか。

参事：すみません。今説明させていただいております定点観測につきましては、

どちらかといいますと、土木的な考えで今既にごみが何も掘削していないところの高さ、それから地下水に悪影響を与えるとしていた有害物のところを掘削して、また埋め戻しておりますので、最高でも 15m ほど盛土高があり工事が終わってからどういうふうな挙動を起こすかというところをちょっと確認したいなと思って、こういう今、定点観測を行おうと思っております。

住民：今回の掘削において有害物を除去して良質な土で埋め戻したところは、これできれいになったと我々は思っているんだけど、それがまた汚れている地下水が入ってきて、また再汚染されたら、やった甲斐がないじゃないかというか、元も子もなくなっているんじゃないかなという不安があるんですけれども、その点はいかがですか。

室長：すみません。室長の三橋でございます。

〇〇さんがおっしゃるように、まず支障除去という観点でいきますと、住民の方々の生活環境の保全上の支障がなくなるということですので、外に影響がなくなること目標にしているいろんなことをやっております。それで、今申し上げたのは定点観測なんですけれども、これはちゃんと工事をやった後、崩れたりとか変なことが起きていないということを確認するための定点観測をしようとしていると。

それと、〇〇さんがおっしゃった、もともと全体を掘っているわけではないとすると、掘っていないところは何か影響しているんじゃないかということをお尋ねありましたけども、これにつきましては先ほど小形がお答えしましたように、中の状態の確認という意味で言いますと、これは念のためということになると思いますけれども、水を集めてそれを測っておりますので、そこに大きな異常がなければ、そのまま安定はしていくというような状態で、引き続き見ていくということになると思います。

お答え、これでよろしいでしょうか。

住民：先ほど言ったことなんだけど、県の基本的なスタンスとして、処分場内は有害物があつたとしても、処分場外にそれが出ない限りは改善工事は、これは問題ないというふうに考えるのか、あるいは今回改善工事を行って下流側の土壌はきれいなものになったわけですね。それがまた汚れたということになると、その処分場内でさらに有害物か何かの影響が処分場内全体に及んでいるというふうなことを把握して、その対策を今後考える必要があると判断するというようなスタンスなのか、どっちですか。

室長：はい、失礼します。まず、処分場の外に出ないということを目的にしてやっております。したがって、有害物が出したという認識ですけども、廃

棄物がまだ残っておりますので、中の状態は見ていかないといけないと。そのものが外に対して悪影響を与えていないかどうかをモニタリングするために、周辺の地下水の井戸とかで測っておりますので、そちらに異常がなければ、基本的にそれで支障は除去できているというふうに考えております。

住民：ただ、処分場の廃止基準というのは、処分場内で審査するでしょ。処分場の外に影響するかどうかじゃなくて、処分場の中で取った地下水が問題がない時には、この処分場を廃止してもいいよという形になりますよね。ということになると、処分場の外に影響を及ぼさないからいいとは言いきれませんが、処分場の中の地下水が相変わらず汚れていたら、本来ならこの処分場は処分場として廃止できないわけですから。

室長：はい。その点につきましては、二次対策工事の着手前に皆様と協定を結んでおりますけれども、中の処分場の状況が廃止基準を満たすまでモニタリングをしっかりとするという約束をさせていただいておりますので、今申しあげましたように、中の状況もしっかり見ていくということになります。

住民：そうすると、今回のこの施設の維持管理の調査というのは、先ほど小野さんは土木的な観点だというふうにおっしゃっていたわけで、それ以外の処分場内の実態を把握する調査というのは別途考えられるということでしょうか。

室長：はい、そうです。結論から言うと、そういうことになります。

今申しあげたのは、これまでに造ってきた地下構造物でありますとか、そういったものに異常がないかどうか、それを判定するための定点観測というのを、この資料2のほうで申しあげております。それ以外の今後のモニタリングにつきましては、また後ほど資料に出てまいりますので、こちらのほうでご説明させていただきます。

住民：はい、分かりました。ありがとうございました。

司会：はい、どうぞ。

住民：すみません。今、〇〇さんの質問にちょっと関連するんですが、今の定点観測については土木的とおっしゃいましたですね。ということは、先ほど沈下というようなことをおっしゃいました。沈下して土木的にそれが、軟弱であって沈下して、その状況がいい、悪いかというようなことを確認

するということが今回のそれですね。さりとて、汚れたものが出てきて困るんだけれども見れないところ。それはほかの調査地点で調べておれば、汚染されているかどうかということは当然のこと、分かるということですね。分からないといけないんでしょうから。それは分かるけれども、どこからかということについては分からないというふうに理解したらいいでしょうか。いわゆる、掘削しなかったところが汚染されているかどうかでなく、処分場全体を見た時にそれがどういう状況にあるかということを見てるといふことの理解でいいでしょうかね。

主任技師：すみません。資料 3-1 にも関係する話になってくるんですけども、一応、今、浸透水のモニタリングといたしましては、揚水ピットで計画をしておりますので、そこに浸透水が全て集まってくるというような構造になっておりますので、処分場のどこかに何かあれば、その揚水ピットで変化が表れるという形で、今の調査におきましてはどこからかというところまでは現状の調査内容では分からないという形になっております。

住民：全体として分かるということですね。

主任技師：そうです。全体として。はい。

住民：結構です。

司会：はい。ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

住民：よう分かってないんですけど、定点観測というのは、何か土木的な観測という話をされてたんで、例えば①の水準測点、これは具体的にはどういうことをされるのが定点観測なんでしょうか。

主査：実際に現況の盛土の高さであったり、構造物、水路とかいろいろ設置している状況があるので、その高さを確認するというようなイメージです。

住民：高さを。ちょっと図がどれが①か⑨かはあんまりよう分からへんけど、この 9 点について高さを確認して、それが下がったりとか上がったりとかしてないことを確認するということですか。場所で。

主査：そうです。

住民：だから、物理的にこういうふうに造って高くしてなんかこうやったと、それがグシャッときてないというようなことを確認するために、この定点

の高さと位置を測って調べると、そういうことですね。

主査：はい、そういうことです。

住民：そうすると、汚染とか水とかそういうことと今のこの資料の定点観測については別やと。

主査：そうですね。またほかで、要はへこみというか、沈下の範囲が広いか狭いか分からないですけど、異常がないかを確認させていただくということです。

住民：それと、②の縦断側線、3本線があるんですけど、これは具体的にはどんな格好でここを測られるわけですか。

主査：こちらはこの点とこの点の間をざっと高さを測ったような形になります。

住民：表面の。

主査：そうです、表面の。

住民：表面を測る。

主査：そうです。

住民：表面の高さをこうやっていって、ずれてないかどうか。

主査：はい。それで、大きなへこみがないかとかを確認します。

住民：それなら、この9点については、点のところ確認するけれども、三つの線は線のところを全部こう確認すると。

主査：はい、そうです。

住民：それが歪んだりしてたら変なことが起こってないかどうかと。変なことが起こっていたら、今まで止めたと思っていたところが止まってない可能性もあるんじゃないかと、そういうこと確認するということですか。

主査：はい。

住民：何となく分かりました。

司会：はい。ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

はい。それでは、続きまして、議事 3、令和 2 年度第 2 回モニタリング調査結果のうち、資料 3、令和 2 年度第 2 回モニタリング調査結果につきましてご説明いたします。

主任技師：すみません。そうしましたら、資料 3 の令和 2 年度第 2 回モニタリング調査結果についてという形で、私、小形のほうからご説明をさせていただきます。

2 ページ目の調査地点につきましては前回から変更はございません。

次の 3 ページ目につきましては、調査日につきましては、令和 2 年度第 2 回調査につきましては、浸透水および地下水につきましては 9 月 1 日のほうに、そして経堂池のほうにつきましては、9 月 15 日のほうに実施をさせていただきます。

その下の浸透水の移流拡散概念図以降につきましては、特に変更ございませんので、説明につきましては飛ばさせていただきます。

続きまして、4 ページ、5 ページ目に電気伝導度のグラフを示させていただきます。

4 ページ目のほうが Ks3 層と浸透水のほうになっておりまして、全体的にほぼ横ばい、あるいは低下傾向というような形で推移をしております。

続きまして、5 ページ目が Ks 2 層の下のほうの帯水層になっておりまして、多くの地点では横ばいという形で推移をしております。その中で、下流側の No.1 であったり、H24-2 であったりというのは、平成 30 年 6 月頃から上昇傾向という形で、やや緩やかになってきているような形もあるんですけども、上昇傾向という形で今なっております。

続きまして、西側の No.3-1 につきましては、電気伝導度が乱高下しているという形で、前は大きく減少したんですけども、今回はほぼ同じような値でやや上昇したというような数値になっております。

そして、上流側のこちら No.1-1 では前回より低下したというような結果になっております。

続きまして、6 ページ目、7 ページ目がひ素になっております。

6 ページ目が Ks3 層と浸透水という形になっておりまして、こちらでは全て不検出となっております。

続きまして、7 ページ目が Ks2 層になっておりまして、こちらでは 3 地点で基準の超過があったという形で、こちらは上流側の H24-7 と H26-S2、そして先ほどと同じ下側の No.3-1 の 3 地点で基準値を超過しております。これは以前から超過が続いているような地点になっておりまして、概ね横ばいという形で推移をしております。

こちら、ひ素の環境基準超過につきましては、後ほど本日お配りいたしております資料 3-2 のほうでご説明させていただきます。

続きまして、8 ページ目、9 ページ目がふっ素になっております。こちらは全地点で環境基準値以下という形になっております。

続きまして、10 ページ目、11 ページ目はほう素になっております。

10 ページ目が Ks3 層と浸透水という形になっておりまして、こちら H26-S2(2)という地点で環境基準を超過しております。こちらも以前から超過している地点になっておりまして、数値は横ばいという形で推移しております。

続きまして、11 ページ目が下のほうの Ks2 層になっておりまして、こちらでは全地点で環境基準以下という形になっております。

続きまして、12、13 ページ目が鉛になっておりまして、こちらは全地点で不検出となっております。

次の 14 ページ目、15 ページ目が水銀でして、こちら全地点で不検出となっております。

次の 16、17 ページ目が 1,2-ジクロロエチレンになっておりまして、こちら全地点で不検出です。

続きまして、18、19 ページ目がクロロエチレンになっておりまして、こちら検出地点はございますが、全地点で環境基準以下という形になっております。

続きまして、20、21 ページ目は 1,4-ジオキサンになっております。こちら全地点で環境基準以下というふうになっております。

続きまして、22、23 ページ目がダイオキシン類となっております。こちら全地点で環境基準以下です。

次の 24、25 ページに今ご説明させていただいたような調査結果のまとめを記載させていただいております。

続きまして、26、27、28 ページ目は家庭系ごみの影響に関する調査についてです。

26 と 27 ページ目にそれぞれ今年度と昨年度の結果を記載させていただいております。その次の 28 ページ目のほうにそのまとめと EC（電気伝導度）、COD のグラフを記載させていただいております。

こちら令和元年度から調査しておりまして、今回通算 6 回目の調査という形になっておりますが、環境基準の超過というのは今回もありませんでした。

こちら、2 年間の今年度の第 4 回までの結果に基づきまして評価を行っていただくという形になっておりまして、こちらの結果が来年度第 1 回目の協議会のほうでご報告できるかなと思いますので、その場で今後の調査についてまたご協議させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、29 ページ目が経堂池の水質等の状況でして、過去に農業用

水基準を超過したことがある 4 項目についてグラフを入れさせていただいております。今回につきましては、こちらの COD 1 項目について農業用水基準を超過したというような結果になっております。

次の 30 ページ目に結果の一覧表を付けさせていただいております。

資料 3 の説明については以上になります。

司会：ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

住民：ちょっと頼まれておりますので代わってお聞きいたします。

経堂池のことなんですが、その都度といいましょうか、時々において基準値を超える数値のものが現れているわけなんですが、これらについて何か県のほうとしてはお考えがあるか、どのような認識をお持ちなのか尋ねてほしいということでしたので、代わって質問をさせていただきました。お願いします。

主任技師：ご質問ありがとうございます。こちら経堂池につきましては、農業用水基準というのが灌漑用水に関しましてはございまして、そして指標を超過したことがある項目というのは、pH と COD（有機物）と EC（電気伝導度）と窒素という形であるんですけども、こちらのよう項目につきましては、経堂池にはプラクトンが増殖したり繁殖したりすることで値が全然変わってくるというようなものもありますので、この農業用水基準を超過していることが直ちに RD の影響が残っているということには、そういう結論には帰結するものではないかなというふうには考えております。

住民：分かりました。

司会：はい、どうぞ。

住民：27 ページの家庭系ごみの影響に関する調査で、C-8 だけが pH が低い、酸性度が高くなっているのはどういう理由でしょうか。

主任技師：地下水につきましては pH、いろいろの値をとることもあるんですけども、酸性の値をとることもありまして、空気中の二酸化酸素が入ることによって pH が下がるというような一般的な話はございます。ちょっと C-8 が具体的にどういう原因かというところまでは、今までの結果からは分からないかなと。

住民：現状、不明ということですか。

主任技師：ちょっとこの結果だけでは。

住民：何とも言えないと。

主任技師：何とも言えないとは思いますが。はい。

司会：よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、続きまして資料 3-1、二次対策工事後のモニタリング調査計画につきましてご説明をいたします。

主任技師：続きまして、私のほうからご説明させていただきます。資料 3-1、二次対策工事後 2 年間のモニタリング調査計画について（確認）という形でご説明させていただきます。

これにつきましては、昨年度の連絡協議会におきまして、産廃特措法に基づく実施計画の目標達成状況の確認に係る調査につきましてご説明をさせていただきました。その中で現行の水質モニタリングにつきましては基本的に継続させていただくというような話もさせていただいているところでございます。このたび、工事の完了も間もなくという形になってきておりますので、改めて工事後 2 年間、当面、どのようなモニタリングをさせていただくのかという内容について、改めてご確認させていただきたいと思っております。ご説明をいたします。

それでは、1 ページ目の下に移りまして、産廃特措法実施計画の目標達成状況の確認についてという形です。工事後 2 年間につきましては、工事後、2 年後に産廃特措法の終期になるという形になっておりますので、こちらの目標達成状況の確認というのがメインのテーマになってくるのかなと思っております。

こちら実施計画のほうでは、支障等の内容といたしまして、こちらの①の廃棄物の飛散流出のおそれ、そして②の地下水への汚染拡散のおそれ、そして③硫化水素ガスの悪臭発生のおそれと、この 3 点について支障等を挙げております。これらの支障等を除去するために今、二次対策工事をさせていただいているところでございますけれども、そちらの目標達成状況の判断といたしましては、こちら 2 番の表の左の列の五つの項目で判断をしていくというふうになっています。

これらの調査方法といたしまして、2 番目の列の内容で予定をしております。上二つにつきましては施工完了後に完了検査を行うことで、計画どおりに問題なく施工できているかというようなことを確認していきます。

その下の三つにつきましては、それぞれ地下水調査、浸透水の水位調査、そして敷地境界のガス調査というような調査を行って確認をしていきます。

これら三つの調査につきましては、次ページ以降で詳細をご説明させていただきます。

これらの調査期間といたしましては工事終了後 2 年間という形で予定をさせていただきます。

その下に、協定書に基づく「有効性の確認」についてという形で書かせていただいておりますけれども、実施計画に基づきます目標達成状況の確認とは別に、皆様との協定書を交わさせていただいている内容で、有効性の確認という形で、工事後 5 年を目途に行っていくということになっております。こちらについては、評価方法等につきましては、工事後 2 年間のモニタリング結果を見ながら、この場で継続して協議させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、2 ページ目のほうが地下水調査の内容になっております。

調査地点といたしましては、現行のモニタリングと同じというように形で、2 ページ下に調査地点図があるんですけども、こちらで示した地点という形にさせていただきます。

浸透水につきましては、こちらの揚水ピット、先ほど申しましたとおり、場内全体から集まってくるので、揚水ピットのほうで調査すること、外の地下水につきましては、基本的には現在と同じ地点を全部調査させていただきますという形になっています。

ただし、こちら括弧で示させていただいた地点につきましては、まず、こちらの経堂池のほうと、あとは新しくできました場内の表流水を集めます洪水調整池のほう、こちらについては表流水をどう調査していくかというようなことがございます。また、こちらの C-7、C-8、C-9 につきましては、先ほどもご質問ありましたが、家庭系ごみについてどう評価をしていくのか、それぞれ個別の目的がございますので、これらの調査についてはそれぞれの個別のテーマのほうで別途協議をさせていただきたいというふうに思っております。

2 ページ上のほうに戻りまして、調査項目および調査頻度につきましては、現行のモニタリングと同じという形で、調査項目を減らすということではなく、現行と同じく年 4 回という形で調査させていただきたいと思いません。

産廃特措法に基づきます実施計画の目標達成状況の評価といたしましては、4 番のとおり、2 ページ下の地図のほうで赤で囲わせていただいております、下流側 6 地点で評価を行っていきます。

2 ページ上に戻りまして、評価方法といたしましては、測定値の年平均値のほうで環境基準に 2 年間適合するかということ、処分場が原因でないような項目は除くというような形で評価を行っていきます。

続きまして、3 ページ目は浸透水の水位調査という形になっておりまして、こちらの調査の内容といたしましては、場内の浸透水井戸に水位を自

動測定するような機器を設置する、あるいは手動で測定するというような形で、浸透水の水位を調査していきます。

調査地点につきましては、3 ページ下の地点図に示させていただいた形となっておりますが、データの経過等を見てまた調整をさせていただく可能性がございます。

3 ページ上に戻りまして、産廃特措法に基づく実施計画の目標達成状況の評価といたしましては、ここでは数値基準が特にないという形になりますので、この調査で得られたデータを分析いたしまして、目標達成状況の判断として、浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれているかということを確認していくという形になります。

続きまして、4 ページ目が敷地境界ガス調査という形になります。

敷地境界におきまして、大気中から試料を採取することで、硫化水素の濃度を測定するといったものになります。

調査地点につきましては、4 ページ下の地図に示させていただいた敷地境界4方向の4地点という形でさせていただきます。

4 ページ上に戻りまして、試料を採取する高さですけれども、前回、昨年度の協議会のほうで、大人の鼻の高さで調査させていただくという形でご説明をさせていただいておりますけれども、小さい子どもさんいらっしゃいますので、低くしてもらいたいというようなご意見がありました。通常の調査では大人の鼻の高さで測定するというのが一般的ではあるのですけれども、法の規定を確認いたしますと、地上 2m 以内で調査するという形になっております。今回対象として調査を行いますのが硫化水素となっております。硫化水素は空気より重い物質になってまして、低い場所のほうが濃度が高くなりやすいというような性質がございますので、そういった性質も踏まえまして、人間は大人から子どもまでいろんな方がいらっしゃる中で一番リスクがしっかり確認できる低い高さ、今回地上 0.5m の高さで調査させていただくという形でさせていただきます。調査頻度につきましては年 4 回という形になります。評価といたしましては、悪臭防止法および栗東市の生活環境保全に関する条例のほうで基準が定められておきまして、敷地境界のほうで硫化水素濃度が 0.02ppm 以下という形の基準となりますので、これに照らしまして評価を行います。

なお、こちらの調査は年 4 回という形でさせていただくんですけれども、現在、敷地境界周辺のほうで、もう少し簡易なガスの検知器のほうで硫化水素濃度を毎週監視しておりますので、こちらの調査については今後も継続させていただくという形になります。

資料 3-1 の説明は以上でございます。

司会：ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

住民：先ほど申し上げたことと関連するんですけれども、産廃特措法の効果の確認というのは、処分場の外に環境被害が及ばなければいいわけですよ。基本的にはね。だから、それで処分場の外に硫化水素が発生してない、影響してないとか、あるいは地下水汚染が広がっていないかということ調べるのは、その限りにおいてはいいと思うんですが、私たちの協定書はそれとは別に処分場を安全な状態にしてほしいという思いでやっているわけですから、処分場の外側が安全であればいいというわけではなくて、処分場そのものが、ガスが発生してないとか有害物が、地下水や浸透水も入ってこないというようなこともチェックしなければいけないわけですね。

そうすると、この計画は何か混在していて非常によく分からないんですけど、例えば硫化水素ガスは敷地境界でやるというのは、つまり外に出なければいいという発想ですよ。だけでも、真ん中で硫化水素、相変わらず発生している可能性だってあるじゃないですか。処分場そのものが安全になったかどうか分からなければ、跡地利用の話もできませんよね。そこはちゃんと切り分けて計画を立てるべきじゃないでしょうか。

主任技師：今、計画させていただいている、こちらでお話しさせていただいた説明の内容につきましては、実施計画の内容についてご協議させていただいてまして、この内容となっております。それとは別の有効性の確認であったり、跡地の利用計画というものにつきましては、おっしゃるとおり、これからしっかり確認を行っていく必要がありますので、例えば跡地利用で中に人が入るのに敷地境界でいいのかという話もございますので、人が立ち入るエリアについてどういう状況なのかというものにつきましては、また別途ご協議させていただいて、必要な調査がありましたらさせていただくという形になると思います。

司会：はい、よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

室長：すみません。先ほどから土木的な調査だとかモニタリングだとか申し上げましたけれども、まず先ほど申し上げたのは構造物とかの変状を確認するという調査ですし、今申し上げましたのが工事後の2年間のモニタリングを行うものでございます。これの中では、周辺の地下水も入ってますし、それから中の状況を調べるために揚水ピットの調査もします。それから、浸透水の水位も調べますし、そしてガスの調査もするというところでございまして、この構造物の点検等もやっていくのと併せて、そういった環境モニタリングもしっかりやっていくということでございます。

処分場の中の状況、どうなのかということですが、その辺りにつきましては、まず周辺の状況を確認いただく手段なんですけれども、中の状

況をこれからどう確認していくのかということにつきましては、まだこれからになりますので、アドバイザーの先生方に意見を聞きながらこれから進めていこうと思っております。

まずは、今日 3-1 の資料でお示しさせていただいたのは、過去にばらばらにいろんなモニタリングをやりますということを出していて、非常に分かりにくいというご意見をいただいておりますので、一旦まとめて、今回の工事が終わりますので、今後 2 年間はこういう調査をするんだということをご説明させていただきたいと、そういう趣旨でございますのでご理解賜りたいと思います。

以上です。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、続きまして資料 3-2、No. 3-1 井戸におけるひ素の地下水環境基準超過原因の検討につきましてご説明をいたします。

主任技師：続きまして、私、小形のほうからご説明をさせていただきます。次の資料 3-2 につきましては、本日配布しておりますこちらの当日配布資料と書かれた資料 3-2 のほうをご覧ください。

それでは、資料 3-2 No. 3-1 井戸におけるひ素の地下水環境基準超過原因の検討についてという形でご説明をさせていただきます。

まず、2 ページ目のほうで、実施計画の目標達成状況の判断についてという形で、資料 3-1 のおさらいという形になると思います。

産廃特措法に基づく実施計画では、目標、こちらに書かせていただいたとおりという形でさせていただいております、その判断という形で、このような形で記載をさせていただいております。

こちらの具体的な評価方法といたしましては、こちら、地図の先ほどもありましたが、赤で囲まさせていただいた下流側の地下水の評価対象地点におきまして、測定値の年平均値が環境基準に 2 年間適合すること、そして処分場が原因でない項目は除くというような形で評価をさせていただくということになっております。

続きまして、3 ページ目が地下水水質の現状についてという形で、評価対象地点のほうの現在の水質の状況になっております。

現在、地下水の汚染対策であります遮水工が完了してから約 1 年たったというような段階です。現在の水質の状況といたしましては、この二次対策工事の期間のほうで環境基準を超過したところのある項目といたしましては、こちらに挙げさせていただいております 1,4-ジオキサン、クロロエチレン、ほう素、ひ素という形の 4 項目となっております、その他は環境基準の超過はなかったというような形になっております。そのため、こちらの 4 項目につきまして、評価対象地点ごとにグラフという形でさせてい

ただいております。この4項目につきましては、環境基準の値はそれぞれ異なりますので、それぞれ環境基準の何倍の数値だったかというような数値をこちらのグラフに描かせていただいております。したがって、こちらのグラフのそれぞれ1と書かれているところに、ちょっと黒の線が太くなっていると思うんですけど、こちらの場所が環境基準という形になっております。

なお、右下のH24-4(2)につきましては、全て不検出となっております、不検出の値が基準の10分の1と同じとなっております1,4-ジオキサン、クロロエチレン、ほう素について線が重なって一つとなっております。

このグラフを見ていきますと、対策工が始まった頃につきましては、クロロエチレンであったり1,4-ジオキサンであったり、あるいはほう素であったりというようなものがいろいろと基準超過をしておったところですけども、これらにつきましては対策工の効果でそれぞれ環境基準以下という形で基準達成という形に落ち着いております。

その一方で、こちらNo.3-1の青線、ひ素だけにつきましては、こちらだけが今、環境基準の超過が継続しているというような形になっておりまして、その他の項目と異なる振る舞いというふうになっております。

続きまして、4ページ目で、こちらのひ素の状況についてご説明させていただきます。

繰り返しになりますけれども、評価対象地点のうち、No.3-1のひ素について環境基準超過が継続している状況です。

一方で、下流のH24-4のほうでは、ひ素は一度も検出されていないという形になりますので、ここにあって、それがどんどんと下のほうに流れていっているというような状況ではないかなと思います。

また、ひ素につきましては、旧処分場の影響がないと考えられる上流側のH24-7でも検出されておりまして、変動している中で一時的に環境基準を下回る場合がありますけれども、調査開始からほぼ継続して基準を超過しているというような状態が継続している形になっております。

以上のように、No.3-1では、1,4-ジオキサンであったり、ほう素といった項目で対策工の効果が見られるというような状況にもかかわらず、ひ素については環境基準の超過が継続しているというような状況になっております。このことにつきましては、いろいろ原因が考えられるんですけども、例えば①地下水流速が遅いため処分場から出たものが停滞している。あるいは、②この辺りの土壌、地質のほうに由来するひ素が検出されているというものに代表されるようないろいろと原因が考えられるという形になっておりますので、このような状況となっておりますので、アドバイザーの先生にご意見をお聞きしながら、ひ素の基準超過の原因調査を実施したいという形で今動いておるところでございます。

続きまして、5ページ目はアドバイザーのご意見という形で、アドバイ

ザーの先生にご意見をお聞きした結果をまとめさせていただいております。

まず、一番上の小野先生からのご意見といたしましては、自然由来の可能性というものも考えて調査を行っていくことが必要ではないかというご意見。そして、廃棄物の影響を受けていないような上流と下流との比較で考えていくのがいいんじゃないかということ。そして、井戸を掘削した際のボーリングコアというのがあると思いますので、そちらの土壌含有量を調査して概況を調査するといいいんじゃないか。ひ素に加えて、ほかの一般的な元素についても分析を行っていくと、風化の状態等、周辺の関係する状況も分かるんじゃないかということ。そして、基準を超過している地点というのについてもしっかり洗浄を行っていくといいいんじゃないかというようなご意見をいただいております。

続きまして、2番目の梶山先生のほうからは、全国各地の処分場でもひ素の検出されているという事例はありますということ、そして原因が明らかとなったものというものは少ないですけれども、自然由来が疑われるような事例というのも見られてますよということ。そして、はっきりとした結論を出すというのはいいじゃないかとは思いますが、調査していくことは必要ですねというご意見をいただいております。

そして、3番目の樋口先生のほうからは、処分場の水質でひ素が検出されるというようなことは多くある話で、地質状況に基づきまして、自然由来かどうかというのを判断しているような事例もありますよというような紹介。そして、廃棄物の影響を受けていない上流と下流を比較することで、それが同じなら廃棄物由来でないという形で言えるんじゃないかというようなご意見をいただいております。

これらのご意見を受けまして、県といたしましては、様々な超過原因の可能性を見極めるというような形で調査を実施したいということ、調査方法といたしましては、過去に井戸を掘削した際のボーリングコアを用いておりますので、スキャン等で土壌中の含有量の調査を実施すると。項目といたしましては、ひ素が大事なんですけれども、ほかの一般的な元素についても分析を行っていくということ、そしてその結果を見まして、その後の評価であったり追加調査等の対応案につきまして、また改めてアドバイザーの先生と協議させていただいて動いていきたいというふうに考えております。

資料3-2のほうの説明は以上となります。

司会：ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

住民：アドバイザーのご意見というふうには書いてあるんですけど、これはいついただいたご意見でしょうか。3人さんおられるので、できれば何日にいただいたということをお願いいたします。

主任技師：ちょっと今、まとめを持ってないんですけども、前回の協議会周辺頃の8月末から9月頭にかけていただいたご意見です。

住民：その辺ですか。

主任技師：はい。

住民：それと、何かそういうところが多いというふうにご意見の中にあるようですけれども、もし判断する時とかそんな時は、具体的事例をまたみんなの前で、こういうような事例があるとか示していただくとありがたいなと思っています。

主任技師：はい。ちょっと今、うちのRDの話しかしてないですが、いろいろあるという話いただいていますので、そういうものについての情報は入れさせていただいて、そういう点で知識を共有させていただいた上で、いろいろとお話しさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

司会：はい。ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは、続きまして議事4、アーカイブの作成につきましてご説明をいたします。

主幹：アーカイブの作成につきまして西村のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

前回協議会の時に、初めてアーカイブの作成ということでご説明をさせていただきましたところですが、その際に、前回いただいた意見としまして、主に5つここに書いてあるとおりありまして、栗東市とも連携して、行政システム全体を視野に入れた総括が必要ではないかですとか、RD処分場の設置前の経緯も含め、地域社会としての反省と教訓を残すべきではないか、住民作成の証言集を参考にしてほしい、時代背景、当時の情勢を踏まえてほしいですとか女性の声を聴いてほしいとですね、様々な切り口からご意見をいただいております。これらのご意見について、どのようにアーカイブ作成について生かしていけるかということについては、今後、検討をさせていただきたいというように考えております。

アーカイブの構成ということで、全体のところであるんですけども、主に記録のまとめというところとRD問題の振り返り、二つ合わさってアーカイブの作成ということになっていると思いますが、本日、ご説明をさせていただきますのは、こちらの記録のまとめというところで、例として

工事の内容ですとか出土廃棄物のまとめというふうに書いてあるんですけども、本日はそうした廃棄物のまとめのイメージについてですけれども、ご説明をさせていただきたいというように思っております。

廃棄物に関するまとめのイメージですけれども、協議会ではいろいろその都度、お話しさせていただいているんですが、様々な廃棄物が出てきた際に、場外処分を行っておりますというような情報提供をその都度、その都度、させていただいているところです。それで、一部の廃棄物というのは場内に残っているものもあるんですけども、その処分は今年度中に終了する見込みという段階になってきております。そういう時期ですので、廃棄物についてのまとめに当たってということで県で行ってきましたボーリング調査の結果ですとか、処分した廃棄物の種類というものの記録を残していきまして、後世に残すということで、同様の事案を発生させないために、有益な内容になるようなものをここにまとめていきたいというように考えております。

記録する内容ということですが、実施した調査の結果ということで、例えばですけれども、対策工事の前に実施しましたボーリング調査等を考えておまして、どのような過程を経て有害物除去の対策、計画を行ったか、そういう過程についても残していきたいというように考えております。

続いて、廃棄物の除去になります。その廃棄物の除去については、廃棄物の種類ですとか量のほかに、廃棄物を発見した位置、廃棄物を発見した時の性状ということで、写真などその時の様子というのを残したいというふうに考えております。廃棄物の種類と量という数字的なものももちろんですね、まとめるのとほかに、廃棄物が発見された位置については図上に位置を図示するというので、目で見て分かりやすい状況にして残していきたいというように考えております。

3番目になりますけれども、それらを踏まえてですね、アーカイブの作成の基になる廃棄物の関係のまとめを行っていききたいというように考えております。

それから、廃棄物の発見したものの図示というものの一例としまして、廃石綿を例に挙げております。廃石綿の主に発見があったところといいますのは、こういう赤い点がある場所ということで、今回、廃石綿を例ということで挙げさせていただいてますけれども、そのほかの廃棄物、例えば医療系の廃棄物とかドラム缶といったものについても、このような図の上に表して、目で見て分かりやすいものにしていききたいと考えております。

今回ですけれども、遮水工の範囲ですとか、廃棄物の発見された位置を示すにはないほうが良いという情報というのもありますので、そういったところをこれで見させていただいたりした上で、少しでも見やすいような状態で記録を残していきたいというように考えております。

説明は以上です。

司会：ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら挙手をお願いします。どうぞ。

住民：行政システム全体を視野に入れた総括が必要だということを肯定されたようですが、アーカイブの構成の中に、地元の住民の皆さんのインタビューというのが含まれていますが、当然、もう辞められている行政職員の方へのインタビューは入るんでしょうね。

主事：はい。すみません。今おっしゃっていただきました行政職員へのインタビューということでございますけれども、どういうふうにさせていただくかということはこれから検討していきたいと思うんですが、実は皆さん、ご存じいただいているかと思うんですけれども、対策工に着手をする前に行政対応検証委員会というものがございまして、こちらのほうで一定検証がされていると。その中で当時の担当職員に対する聞き取りということも一定されているところですので、そういったもの、既にあるものがございまして、そういったものは当然生かしていくことになるんだろうと思っております。

住民：行政対応検証委員会の行政対応検証は、この不法投棄が起きるまでなんですよ。今作ろうとしているアーカイブはその後ですね。対策に至るまでの経過は、そこは行政対応検証委員会では全くやってないわけですね。当然、その間に最終処分場特別対策室の室長だとか職員だとか関わった人たちに対してのインタビューが必要だと思うんですが、いかがですか。

主事：はい。例えば個人の責任を問うようなことというのは、なかなか難しい部分はあるんだろうとは思っているところですが、とはいえ、今おっしゃっていただきましたような、住民さんの側でいろんな活動をされてきた方もたくさんいらっしゃいますし、我々職員ということもいろんな役割を果たしてきている部分があるかと思しますので、そういったことも含めて、これからどういう形でこの行政の対応ができたのかということを経験していきながら方法を様々考えていきたいというふうに思います。

住民：行政職員は3年とか、長くても5年ぐらいで替わってしまうんですよね。そうすると、本当の意味で教訓が残らないんですよ。住民の側からすると、すごく無責任体制に思うんだよね。このアーカイブは行政システム全体を視野に入れた総括が必要だということを認めるんならば、やはり自らの再生というかね、自分自身の反省するという側面も持っていただきたいと思

います。これは要望です。

主事：はい。そういった意見をしっかりと受け止めて、県だけではなくて市もというご意見もございましたけれども、行政全体としての総括ということをごをこれからしっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは、続きまして議事 5、その他のうち、資料 5、旧 RD 最終処分場跡地利用協議会の設置につきましてご説明をさせていただきます。

主事：こちら跡地利用の検討につきましては、私、井上が担当しております。こちらのほうから説明をさせていただきます。大変失礼いたします。

跡地利用の検討につきましては、前回第 34 回の連絡協議会におきまして、今後の進め方のイメージにつきましてのご説明をさせていただきましたところでございます。今回は、検討の場として設置を予定しております跡地利用協議会につきまして、内容のイメージ等をご説明申し上げます。資料 5 をご覧ください。

まず、1 枚目の下のほうのスライドでございます設置の目的なんですけれども、この連絡協議会におきましては、設置要綱によりまして、二次対策工事に関する話を話し合うというふうにしておりますことから、跡地利用に関する様々な制約や先行事例等の情報共有、あるいは幅広い意見交換を行いまして、跡地利用に向けた検討を進めていくため、この跡地利用協議会というものを設置したいというふうに考えております。

今後の流れにつきましては、この後のスライドでご説明させていただきますけれども、跡地利用につきましては、廃棄物処理法等の法令をはじめ様々な制約等ございまして、また、本格的な跡地利用につきましては、有効性確認が終わりました後、令和 8 年度以降となる見込みでございますことから、この後、すぐに具体的な用途を話し合っていくというイメージではございませんで、当面の間は法令等の制約、あるいは先行事例等につきまして、皆様と情報共有をさせていただくというところから始めていくというイメージを持っているところでございます。

資料の 2 ページをご覧ください。

協議会の概要につきましては、前回もご説明をさせていただいたところですが、その内容を基にしまして、お手元にもう一枚、設置要綱案をお配りしておりますけれども、その要綱案のような形で協議会の運営をしていきたいというふうに考えております。

お手元に A4 の 1 枚ございます「旧 RD 最終処分場跡地利用協議会設置要綱（案）」をご覧くださいと思います。こちらの要綱案、全部で 7 条ご

ございますけれども、協議会の趣旨、組織、オブザーバー等につきましてはの記載をしております。こちらの内容のポイントにつきましては、今、スクリーンのほうで映しておりますお手元のパワーポイントのスライドのほうの2ページ下半分のスライドのほうでご説明をさせていただきます。

まず、一つ目に挙げております協議会の組織でございますが、基本的には、この協議会につきましては、本日お集まりをいただいております皆様を構成員といたしまして運営をしていきたいというふうに思っておりますけれども、必要があれば分科会を置くということも可能にする形を考えております。まずは全員で協議会をしていくということになるかと思っておりますけれども、皆様のご意見をお聞きしながら、状況に合わせてできるだけ柔軟な形で話し合いをしていきたいというふうに考えております。

次に、2点目のオブザーバーですけれども、こちらにつきましては、跡地利用の検討をする上で、様々な有識者の先生方、あるいは先行する事例に携わってこられた方などのご意見をお聞きいたしまして、様々な情報をお聞きするという必要かと思われまことに、そうした方々にオブザーバーとしてご参加をいただきまして、いろいろなお話を聞かせていただくというふうなことを想定しております。

次に、運営方法ですけれども、当面の間は、この連絡協議会の後に跡地利用協議会を開催するというのを考えております。時間としましては、あくまでイメージなんですけれども、19時からこの連絡協議会をやりまして、その後、例えば8時45分とか9時ぐらいから跡地利用協議会を少しコンパクトな形でさせていただくというふうなことを想定しております。

最後に改正の手续なんですけれども、まずはこの連絡協議会にお越しいただいている皆様を構成員としてスタートするというのを考えておるんですけれども、必要に応じて皆様とお話し合いをさせていただきまして、例えば構成員を追加するといった要綱の改正が柔軟にできるようにしておきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

上のスライド、今後の流れ(案)でございますけれども、こちらにつきましては、跡地利用協議会第1回の開催までの流れをお示ししております。今回ご説明をさせていただきまして、ご意見等をお聞きさせていただきまして、必要に応じて要綱の修正等をしました上で、来年度に第1回跡地利用協議会を開催したいというふうに考えております。

続きまして、下のスライドをご覧ください。こちらにつきましては、跡地利用に向けた流れのイメージをお示ししてございます。先ほど申し上げました、来年度に跡地利用協議会を設置しまして、まず当面の間は、様々なご意見をお聞きしましたり、制約となる点等につきまして県からの情報提供あるいは先行事例についての聞き取り等をさせていただきたいというふうに考えております。その上で、概ね実施計画に定める目標を達成した

後、令和 5 年度以降というイメージかと思えますけれども、具体的な用途につきましての話し合いをさせていただきまして、その後、有効性の確認、さらには県議会等への説明、予算の議決といたしました手順を踏まえまして、県民の皆様幅広いご理解をいただきました上で、跡地利用に至っていくというふうなイメージを持っているところでございます。

ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

司会：ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

住民：協議会の構成員、一番最後の別表のところですけども、周辺 6 自治会になってますけれども、処分場の周辺にはもう 1 自治会、中浮気自治会さんがいらっしゃるので、入ってもらったらどうかなと思うんですが、皆さん、いかがでしょうか。

司会：はい。ほかの自治会の皆様のご意見をぜひお聞きしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

住民：結構だと思いますよ。

司会：もし皆様、よろしければ、今ご提案がございましたことにつきましては、中浮気自治会さんのほうにこちらのほうからお声がけをさせていただきまして、もし構わないということでございましたら、最初から入っていただくということにしたいと思えますけれども、皆さま、よろしいでしょうか。

住民：異議なし。

住民：結構です。

司会：はい。それでは、この後、私どものほうからお声がけをさせていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。
はい、どうぞ。

住民：この跡地利用協議会の設置というのは、令和 3 年からするとなってますけれども、どれぐらいを目途に、どれぐらいするとかそういうのは何かお考えでしょうか。

主事：はい。令和 3 年度に始めまして、実際の利用までのいろんな道筋があるうかと思えますけれども、実際に利用し始めるのは恐らく有効性確認後だ

ろうと思っております。ですので、最初のうちは情報交換というところから、例えば年に1回から2回ぐらいのペースで集まりをさせていただきまして、状況を見ながらお話しを続けていくというふうなイメージを持っております。

住民：すみません、最後がちょっと聞きづらかった。

主事：すみません。もう一度申し上げます。実際の利用につきましては8年度、有効性確認以降だろうというイメージを今のところは持っているところでございますけれども、まずはいろんな情報提供というところ、情報交換というところから、来年度はまず年に1回から2回程度、この連絡協議会の後に集まりをもちまして、いろんな情報交換をしていくというふうなイメージを持っております。

住民：それで、そのお尻ですけれども、いつ頃までやるか。

主事：実際にいつ利用できるかというご質問だろうと思うんですけれども、先ほど定点観測のところでもお話しがまいましたけれども、処分場の安定化の状況ということも見定めながら当然やっていかないとはいけないと思っておりますし、様々な状況を見ながら判断していくことになろうかと思っておりますので、なかなかちょっと今の地点でいつから実際に利用できるということを申し上げるのは難しいと思っております。

住民：跡地利用、いつからになるかということも特によく分からないと、そういうことでよろしいですかね。

主事：よく分からないということになりますと、なかなかあやふやなんですけれども、もともとこの協議会をつくったほうがいいんじゃないかと思いましたが理由としましては、最近、この連絡協議会の場におきましても、この後、跡地利用をどうしていくのかというご意見が出てまいりましたところですし、またそれ以外の場におきましても、これからどうするんだということをお聞きする機会がたくさんございました。そういったことを踏まえまして、できるだけ状況が許す限り早い時期に利用ができるように、まずは話しをしていくというところから始めていきたい。その上で、有効性確認ということが最低限のハードルになってくるかと思うんですけれども、それぐらいの時期になれば跡地利用ができるように話し合いの場をつくっていきたいというふうな考え方でございます。

住民：すみません。今まで20年、こうやってきたんですけれども、はっきり言い

まして、またこういう協議会ができる。そしたらね、私ら日吉ヶ丘ですけど、またやるんかと、大変だという話も出てくるかもしれないので、そういうところにどういうふうに話したらいいのかなと、そういうふうには今思っているんですけどね。

跡地については、ちょっと私は個人的にですけども、大事なことだとは思いますが、今、有効性確認ができて、この辺やったら大丈夫とかこうというふうなことが分からないと、跡地もどういうふうにするかというのは分からないんじゃないかなと、そう思うと、えらいまた長いこと続くのかなと。それまでの情報交換ということで、跡地が全部決まって、こうするまでやりますとかでも、なるかもしれないけども、それまででもいいと。例えば、その前段階でいろんな意見集めて聞いて、こうやりましょうかということ、どういうふうになるのかもしれないので、何かちょっと漠然として私もよう分かってないんですけどね。この最後のお尻はどういうふうに考えておられるのかなというのがちょっと読めなかったんで、今お聞きしたんですけど。この協議会、何するのというのを聞かれた時に、こちらとしてはどうふうに答えたらいいかなと思って。これは私だけかもしれないし、それぞれかもしれないし、一応そういうふうな6自治会なら6自治会の、そう言うてつくりましょうという話になったら、それはそれなりにちょっと言わなあかんもんで、ちょっとお聞きしたんです。

主事：はい。皆様にまたお越しいただかないといけないということになりますので、何を目的につくるかということなんですけれども、一番大きいのは、今まで跡地利用について皆様のご意見をお聞きする場が公式にはなかったということがございまして、この連絡協議会につきましては、二次対策工事に関することとお話させていただくということになってございました。一方で、これから跡地、どうなるんだということもところどころお聞きをすることもございましたし、あるいはこれから、ここは県有地でございしますので、どういった形で利活用していくのかということを考えていく上では、やはり県だけで考えていくべきではないだろうというふうに思っております。周辺の皆様のご意見をできるだけお聞きをさせていただきたい。その中で県としても検討を進めていきまして、いろんなご提案をさせていただきたいという思いを持っております。

そういった観点で、まずはいろんなご意見を聞かせていただくと。とはいえ、ご意見をお聞きしようにも、あの場所はどういう場所なんだと、どういう制約があって、こういうことならできる、できないということのある程度、情報交換をした上でないと、なかなか実現に至るようなお話というのは難しいんじゃないかなというふうに思っておりますので、まずは情報の共有と、それから意見をお聞かせいただくということを目的に、この協議会をつくっていききたいというふうに考えております。

というふうなところでお答えになっておりますでしょうか。

住民：進めていく中で、例えば、こういう話が出てくるかもわかりませんので、形はどうかとか、こういうことはできるんやないかとか、こういうことはちょっとまずいんやないかとか、そういう話が出てくるかもしれません。それによっては、また跡地がどうなっていくかということが見えなくなっていくとか、そういう話にもなってくるかもしれませんので。心配としては、今言わはることは分かりました。

主事：はい。まさに今おっしゃっていただきましたような、いろんなことをお聞きしながら考えていくということになるろうかと思っておりますので、引き続き、ご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

住民：あそこの土地が負債ということになしに、せつかく県が持ち物にされたわけですから、できるだけ資産になるように考えて、我々もそれに向けて提案をするということにしてもらいたいなと思ひます。とはいえ、人が入るようになります。これから跡地利用、どういうものにするかということになりますと。人が入るようになるわけですから、片方では安全など言ひましようか、安心など言ひましようか、そういう土地でないことには最終的には形としてはなっていないだらうけれども、その前からそれぞれが提案しながら、どういうものにしたいということについては、きちつと土地が安心できるところになるまでから、ここにそのように書かれていますけれども、早くからそれはそれとして進めていってもらって、できたら生きている間に形ができ上がるというんでなしに、形が見えるようにしたいなというふうに思ひますので、お願ひしたいなと思ひます。

主事：まさに今おっしゃっていただいたとおりで思ひます。今のご意見もしつかりと受け止めて、これから協議会をやっていきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

司会：はい。

住民：県はいろいろと考へておられるんですけど、栗東市としてはどのように考へなのか聞かせていただきたいと思ひます。

副市長（栗東市）：栗東市といたしましても、ご発言にもありましたように安全で安心できる土地となるように県の皆さんと連携して取り組んでいきたいと。

あくまでも栗東市の思いは、やはり周辺自治会の皆様の意向を十分尊重しながらと私は感じております。以上です。

司会：よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

住民：ちょっと余計な話ですけど、草津のあの辺に何か処分場がありましたよね。あれ、今何かがあつとやって工事やってはりますけど、あれ、何になるんですか。もしよろしければ。

主事：すみません。今おっしゃっていただきました草津市の処分場をはじめ、県内に幾つか一般廃棄物の処分場、いわゆる家庭ごみの処分場を跡地利用した事例というのはあるというふうに承知しておるんですけども、ちょっと具体的に、そのおっしゃっていただきました草津の処分場につきましては、申し訳ないですが、分かりません。
ただ、そういった近隣の事例はぜひ参考にさせていただきたいと思いますので、申し訳ないですが、これから勉強させていただきたいというふうに思っております。

司会：はい、よろしいでしょうか。

はい、それでは、続きまして本日お配りしました資料 6、旧 RD 最終処分場問題に係る知事との意見交換について、ご説明を申し上げます。

室長：遅い時間までお疲れ様でございます。室長の三橋です。今日、別紙でお配りしております当日配布資料のほうをご覧ください。

まず、この趣旨でございますけれども、この協議会の中で、以前から知事との意見交換の場を設けてほしいというご意見をいただいております。ずっとしかるべきタイミングでということでも申し上げてきたんですけども、このたび、皆様のご協力によりまして、今年度、何とか無事に工事が終われそうという状況になりました。今後は、今日説明をさせていただいておりますとおり、モニタリング等を実施して確認をしていくということになります。これは一つの節目だというふうに考えておりますので、この節目に知事がこちらのほうにお伺いいたしまして、皆様とこの問題につきまして意見交換をさせていただきたいということでございます。

開催の趣旨につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

日時、会場ですけれども、日時は、冒頭部長のほうも申し上げましたが、12月23日、年末の大変押し迫ってお忙しい時期にさせていただくことは大変恐縮なんですけれども、この日程でお願いしたいというふうに思っております。

それから、会場につきましてはこの場所でさせていただきます。

参加者につきましては、周辺自治会の代表の方々、皆様ということで考えておりますし、あと栗東市、滋賀県の3者ということでございます。全体の人数は20名ぐらいというふうに考えているところでございます。

それから、地元の市でありますし、協議会のメンバーでもございます栗東市からは、野村市長が直接声を聴くということで同席をされるというふうに伺っております。

ただ、もともとこの意見交換は、周辺自治会の皆様と知事との意見交換という趣旨でございますので、基本的には県に対しましてのご意見、ご質問をいただきたいと考えております。

また、この連絡協議会にお越しいただいている6自治会の皆様と知事ということで考えておりますが、先ほどもご意見として中浮気自治会さんも入ってもらったらとご意見がございましたが、私どもとしても中浮気さんも入っていただいた7自治会ということをおっしゃるんですけども、もしみなさんがご了解いただけるようであれば、こちらのほうから中浮気自治会さんにお声がけさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

はい。それでは、こちらのほうで中浮気さんにもお越しいただけるようにお声がけをさせていただきます。

それから、開催のイメージにつきましては、裏面のほうをご覧ください。配席図のとおりなんですけれども、できるだけコンパクトにと考えております。円卓会議のような形で囲んでいただきまして、この場を中心に話をさせていただくというふうに考えております。

それから、当日の内容でございますけれども、簡単には工事等の進捗状況を説明いたしますが、既にご説明しておりますのでごくごく簡単にさせていただきたいと思っております。内容につきましては、知事との意見交換を中心ということでございます。

それから、一定時間も限られておりますので、円滑な進行をするために、あらかじめご意見・ご質問を頂戴したいと考えております。当日はいただきましたご意見を基に意見交換をさせていただきます。

また、意見が多い場合、ご質問が多い場合には、大変恐縮なんですけれども、一定のテーマごとにまとめさせていただく場合もございますので、よろしく願いいたします。

最後に5番目のお願いのところでございます。

まず1点目ですけれども、連絡協議会と同様に、意見交換につきましては公開で行いたいと考えております。報道機関の取材もあるかも分かりませんが、そういったことで進めたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

はい。それでは、ご異論がなければ一応公開ということでさせていただきます。

だきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、今日もそうなんですけれども、会場内の密を防ぐということでございます。コロナ対策ということで、各自治会2名程度ということでお願いしたいと考えております。

自治会長様におかれましては、大変お手数ではございますが、今日お配りしております「出席者名簿」に、どなたが出ていただけるかをまたこちらのほうに教えていただければと考えております。

それから、3点目ですが、先ほども申し上げましたけれども、知事への質問、意見ございましたら今月末、11月30日までに、ご連絡をいただきたいと考えております。方法は、今日、お配りしております用紙をご利用いただいても結構ですし、電話、ファックス、メールで直接送っていただいても結構でございます。そういった格好で進めたいと思います。

それから、最後に4点目ですけれども、コロナウイルスの感染拡大の状況がかなり心配される状態になってございます。現在、実施する予定で考えておりますけれども、場合によってはちょっと急遽中止をさせていただくとか、あるいは延期させていただく場合がございますので、ご了承いただきたいと思います。

最後になりますが、出席者名簿とか、ご意見につきましては、ご連絡いただければ、こちらのほうから回収といいますか、取りに伺いますので、またご一報いただければ取りに伺いますので、ファックスでもメールでも結構なんですけど、もしそういった場合にはご連絡を頂戴したいと思います。

簡単でございますが、以上でございます。当日、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

司会：ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等、ございましたら挙手をお願いします。どうぞ。

住民：事前に意見、質問を聞くということですが、当日は意見、質問は受けないということですか。

室長：そういったことではございません。事前に、あらかじめどういったテーマになるのかなというところで教えていただきたいと思っておりますが、例えばそれに関連していろんなご質問が出たりとかいうことは当然あると思いますし、それにつきましてはその場でやっていただくことは全く問題ないと考えております。

司会：はい。ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それではこちらにつきましては以上とさせていただきます。

これで予定の議題は全て終了いたしましたけれども、ほかにご質問、ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきますけれども、閉会に当たりまして、2点、お願いとお知らせを申し上げます。

まず1点目ですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、お帰りになる際には、アルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。

次に2点目ですけれども、本連絡協議会の次回の開催につきましては、来年2月半ば頃を予定しております。開催の時期が近づきましたら、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえまして、開催方式を検討させていただきます。改めてお知らせを申し上げます。次回もどうぞよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、第35回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了いたします。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。